

10. 実行委員会規程

第1条（目的）

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下 NFA）の、実行委員会に関する事項について定める。

第2条（実行委員）

- (1) 所属チームは、実行委員候補者1名を指名しNFAに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。
- (3) 実行委員の任期は1年とする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期が満了すべき時までとする。
- (4) 実行委員は、再任されることができる。
- (5) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があった場合は、この限りではない。

第3条（実行委員会の構成）

(1) X 1 Super、X 1 Area、X 2・X 3（東日本）、X 2・X 3（西日本）にそれぞれ実行委員会を設置する。なお、それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。

(2) X 1 Superに設置する実行委員会を「X 1 Super実行委員会」、X 1 Areaに設置する実行委員会を「X 1 Area実行委員会」、X 2・X 3（東日本）に設置する実行委員会を「X 2・X 3（東日本）実行委員会」、X 2・X 3（西日本）に設置する実行委員会を「X 2・X 3（西日本）実行委員会」という。

(3) 実行委員会の構成員は次のとおりとする。

- ① X 1 Super実行委員会 NFAの理事長、担当理事、およびすべてのX 1 Superチームの実行委員
 - ② X 1 Area実行委員会 NFAの理事長、担当理事、およびすべてのX 1 Areaチームの実行委員
 - ③ X 2・X 3（東日本）実行委員会 NFAの担当理事、選任された委員長およびすべてのX 2・X 3（東日本）
チームの実行委員
 - ④ X 2・X 3（西日本）実行委員会 NFAの担当理事、選任された委員長およびすべてのX 2・X 3（西日本）
チームの実行委員
- (4) X 1 Superの所属チームが選任する実行委員は、GMもしくはGM代理であることを要する。
- (5) X 1 Area実行委員会、X 2・X 3（東日本）実行委員会、X 2・X 3（西日本）の所属するチームが選任する実行委員は、チームの代表者もしくはそれに相当であることを要する。
- (6) 実行委員は、リーグの発展を第一と考え、公平な判断をくだすことが求められる。

第4条（実行委員会の招集）

- (1) 各実行委員会は原則として毎月1回それぞれ招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) 実行委員会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第5条（実行委員会の招集権者および議長）

- (1) 実行委員会は、NFAの理事長または担当理事が招集し、その議長となる。X 2・X 3（東日本）、X 2・X 3（西日本）については委員長に委ねることができる。
- (2) 各実行委員会の実行委員の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、NFAの理事長または担当理事は、請求された実行委員会を招集しなければならない。

(3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた期日の場合を除き、各実行委員会の構成員に対し、会議日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第6条（実行委員会の権限等）

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を審議する。
- (2) 次の事項は、実行委員会の審議を経るものとし、理事会の審議を得なければならない。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項（リーグ戦方式・対戦順・順位決定方法・遠征ルール・登録 等 但し、重要な事項は除く。）
 - ② 試合運営に関する事項（チケットティング・集客施策・プロモーション・広報 等）
 - ③ スポンサー契約に関する事項（但し、重要な事項は除く。）
 - ④ 公衆送信権に関する事項
 - ⑤ 商品化権に関する事項

第7条（実行委員会の定足数および決議要件）

実行委員会の決議は、各実行委員会における構成員の現在数の2分の1以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の決議に関しては、理事会の承認を得なければならない。

第8条（実行委員会へのオブザーバー出席）

予め届け出て各実行委員会の議長の承認を得た者は、外部有識者等がオブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

(2) オブザーバー参加希望の者は各実行委員会の議長あてに会議の2日前までに書面（電子メールを含む）にて届出を行う。

第9条〔関係者の出席〕(1) NFAの理事は、実行委員会での審議事項によっては、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

(2) 実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第10条（実行委員会等の議事録）

実行委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをNFA に保存する。

第11条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第12条（施行）

本規程は、2024年4月1日から施行する。